

同時発表：関東運輸局

令和5年3月7日
自動車局旅客課

西東京バス株の乗合バスの上限運賃変更認可について

令和4年11月15日付で西東京バス株式会社より申請のあった乗合バスの上限運賃の変更について、本日、国土交通省として認可いたしました。

乗合バスの上限運賃の変更認可にあたっては、道路運送法第9条第1項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、さらに、同法第88条の2に基づき、運輸審議会に諮らなければならないこととされています。

令和4年11月15日付で申請のあった、西東京バス株式会社の乗合バスの上限運賃変更について、運輸審議会に諮問したところ、2月28日付で「申請どおり認可することが適当である」旨の答申が示されました。これを受け、本日、国土交通省として申請どおり認可をいたしました。

○運賃改定の申請内容

- 申請事業者： 西東京バス株式会社（東京都八王子市明神町3丁目1番7号）
代表取締役社長 浜田 丈夫
- 対象路線： 東京都内及び山梨県内の全路線
- 改定内容

	現 行	申 請
対キロ区間制		
基準賃率	40円00銭	47円90銭
初乗運賃	180円	200円

- 改定率： 14.39%
- 実施日： 令和5年3月25日

【問い合わせ先】

自動車局旅客課 佐藤、笠井、橋本
(代表) 03-5253-8111 (内線 41204、41233)
(直通) 03-5253-8568